

提案競技による提案書募集の実施公告

佐野市葛生あくとデイサービスセンター運営業務について、提案競技による提案書を次のとおり募集するので公告します。

令和8年8月3日

佐野市長 金子 裕

1 業務概要

- (1) 業務名 佐野市葛生あくとデイサービスセンター運営業務
- (2) 業務内容
「佐野市葛生あくとデイサービスセンター指定管理運営業務内容説明書」に掲げる業務
- (3) 履行期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。（指定管理者としての指定期間）

2 提案書の提出者に要求される資格

佐野市葛生あくとデイサービスセンターを介護保険の指定通所介護事業所として運営することに加え、より効果的、効率的に運営できるもので、次の条件を満たすものとします。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること
- (2) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者の指定を受けていること
- (3) 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）第2条の2に掲げる欠格事由に該当しないこと
 - ・市長、副市長若しくは教育委員会の教育長若しくは委員又は市議会議員が代表者等の役員、顧問その他の職に就いている団体（資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の2分の1を超える額を、その団体が出資しているもの又はその団体に出資しているものを含む。）。ただし、市が資本金等の2分の1以上を出資している団体及び公共的団体を除く
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手續開始の申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手續開始の申立てをしている団体
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体（以下「暴力団等」という。）又は代表者その他の役員が同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団等の関係者である団体
 - ・手續条例第13条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない団体
- (4) 団体またはその代表者が、次に掲げる事項に該当しないこと
 - ・地方自治法施行令第167条の4及び佐野市競争入札参加者指名停止要綱の規定に該当するもの

- ・国税、県税、市税に未納があるもの（納期限が到来していない場合を除く）

4 提案内容の評価基準

- ①基本方針
- ②指定通所介護事業等
指定通所介護事業等の実施内容、自由提案等の内容
- ③施設の持続性
- ④利用者確保の方策
- ⑤管理運営・実績
職員の配置体制、運営に係るリスク管理、関連する事業の実績等
- ⑥業務スケジュール

5 手続き等

(1) 説明書等の配布方法

- ①配布方法 応募者は、説明書等を佐野市のホームページからダウンロードすること。
(アドレス <http://www.city.sano.lg.jp/>)

- ②交付期間 8月3日（月）から

(2) 参加表明書の提出期限及び提出方法

- ①提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時15分まで（必着）
- ②提出場所 5（4）に同じ
- ③提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は、「書留」、「簡易書留」、「特定記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。
持参による場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

- ①提出期限 令和8年10月5日（月）午後5時15分まで（必着）
- ②提出場所 5（4）に同じ
- ③提出方法 持参すること。休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(4) 担当課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市健康医療部いきいき高齢課高齢福祉係
TEL 0283-20-3021（直通）
FAX 0283-21-3254
e-mail : ikiikikourei@city.sano.lg.jp

6 その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は提案書は、無効とする。
- (2) 提案に対するプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (3) 詳細は募集要項による。